平成２３年（フ）第２５１号
兵庫県明石市魚住町清水2328番地の１　プルミエール明石ウエスト403号
債務者　村井　則子
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３５９号
奈良県大和郡山市雑穀町26番地２　レオパレス郡山第２―103号
債務者　岡　　英勝
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４１４号
熊本市蓮台寺２丁目２番１号
債務者　山田　博司
１　決定年月日時　平成23年８月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５４号
高知県土佐清水市津呂125番地
債務者　小林　明道
１　決定年月日時　平成23年８月17日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第５５号
高知県宿毛市港南台２丁目14番４号、旧住所高知県宿毛市西町４丁目２番20の１号棟108号
債務者　井関　憲秀
１　決定年月日時　平成23年８月17日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第５６号
高知県四万十市佐岡1047番地２　１―106号
債務者　豊永　信幸
１　決定年月日時　平成23年８月17日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第７１号
山口県美祢市美東町大田2797番地１
債務者　勝山　昭徳
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
山口市穂積町５―42　エスポアール穂積Ｃ―101、住民票上の住所山口市吉田2034番地３
債務者　浦山貴美江
１　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７４号
青森市大字奥内字宮田126番地11
債務者　五十嵐真由美
１　決定年月日時　平成23年８月17日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５３７号
東京都足立区西綾瀬２丁目２―２―405
債務者　高岡　敏男
１　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５３８号
東京都足立区西綾瀬２丁目２―２―405
債務者　高岡美恵子
１　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５６４号
埼玉県朝霞市溝沼５丁目17―12―401
債務者　青木　和実
１　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５６６号
東京都江東区大島３丁目27―27―５
債務者　関口　　寛
１　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５６７号
東京都清瀬市中里３丁目1000―10
債務者　福田　昭子
１　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５８５号
東京都葛飾区東水元２丁目10―４―205
債務者　金田　裕史
１　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５８６号
埼玉県草加市吉町２丁目４―25　アンリシールⅦ―201号
債務者　小宮　達司
１　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部